

---

次期ごみ処理施設整備運営事業  
入札説明書

---

令和6年12月

泉南清掃事務組合

# 次期ごみ処理施設整備運営事業 入札説明書

## 目 次

---

第1章 用語の定義 .....	1
第2章 入札説明書の位置付け .....	4
第3章 事業の概要 .....	5
第4章 入札参加に関する条件等 .....	12
第5章 事業者の選定 .....	18
第6章 入札の手続等 .....	21
第7章 提出書類 .....	29
第8章 提出書類作成要領 .....	32
第9章 その他 .....	37

---

## 第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	受入ヤード	本施設のうち、直接搬入の可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、その他ごみの一時保管及び選別を行う施設をいう。
2	運営業務	本事業のうち、本施設の運営（運転、点検管理、補修・更新工事及び用役管理、残渣搬出等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
3	運営業務委託契約	本組合と運営事業者が締結する次期ごみ処理施設整備運営事業運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	運営業務委託契約書（案）	「次期ごみ処理施設整備運営事業運営業務委託契約書（案）」をいう。
5	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社であり、本施設の運営業務を担当する者をいう。
6	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、本組合と落札者が締結する次期ごみ処理施設整備運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
7	基本協定書（案）	「次期ごみ処理施設整備運営事業基本協定書（案）」をいう。
8	基本契約	本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
9	基本契約書（案）	「次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書（案）」をいう。
10	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
11	建設工事請負契約	本組合と建設事業者が締結する次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
12	建設工事請負契約書（案）	「次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
13	建設事業者	本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
14	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
15	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
16	構成市	泉南市及び阪南市をいう。
17	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称して又は個別にいう。
18	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称していう。

No	用語	定義
19	焼却設備	本施設のうち、可燃ごみ、破碎設備からの可燃性破碎物及び不燃物処理資源化施設からの資源化後可燃物を焼却処理する設備をいう。
20	処理対象物	構成市内から排出され、本組合、委託業者、許可業者、排出事業者、本組合民が本施設に搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
21	処理困難物	本施設に搬入されたごみのうち、本組合の定める収集・処理しないごみを総称していう。
22	新リサイクル施設	今後移転・整備を予定している不燃物処理資源化施設の後継となる施設をいう。
23	設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
24	泉南清掃工場	泉南清掃事務組合泉南清掃工場。既存の焼却施設をいう。
25	泉南清掃工場等	本施設及び本事業の対象外である既存施設を含む、敷地全体に係る施設の総称をいう。
26	その他ごみ	本施設に搬入されたごみのうち、蛍光灯・電球、乾電池、電気製品、金属類、缶・びん、ペットボトル、段ボール、古本、古新聞、陶器類・ガラス、ライター・マッチ、プラスチック製容器包装を総称していう。
27	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
28	長寿命化計画	平成 24（2012）年 3 月に策定した「泉南清掃工場長寿命化計画」をいう。
29	特別目的会社	落札者の構成員の出資により、本事業の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社のことを特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）といい、本事業では「運營業業者」のことをいう。
30	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
31	本入札説明書	「次期ごみ処理施設整備運營業業入札説明書」をいう。
32	入札説明書等	本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
33	破碎設備	本施設のうち、不燃・粗大ごみを二軸低速回転式破碎機により処理する設備をいう。
34	不燃物処理資源化施設	既存施設である不燃物処理資源化施設をいう。

No	用語	定義
35	本組合	泉南清掃事務組合をいう。
36	本事業	本組合が実施する次期ごみ処理施設整備運営事業をいう。
37	本施設	次期ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）。本事業において設計・施工され、運営される建築物及びプラント設備、構内道路等の外構の全てを総称していう。
38	要求水準書	「次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書」をいう。
39	様式集	「次期ごみ処理施設整備運営事業様式集」をいう。
40	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
41	落札者決定基準	「次期ごみ処理施設整備運営事業落札者決定基準」をいう。

## 第2章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、本組合が、本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）への参加を希望する者に配付するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本協定書（案）

基本契約書（案）

建設工事請負契約書（案）

運營業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、本組合が令和6年10月16日に公表した「次期ごみ処理施設整備運営事業実施方針」及び令和6年11月19日に公表した「次期ごみ処理施設整備運営事業実施方針に関する質問への回答」は、本事業に関する方針等を示したものである。

本事業への入札参加を希望する者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

## 第3章 事業の概要

### 1 事業名称

次期ごみ処理施設整備運営事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者等の名称

泉南清掃事務組合管理者 山本優真

### 4 事業の目的

本組合は、泉南清掃工場を昭和 61（1986）年 4 月に供用開始後、構成市から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみ）の処理を行っている。

平成 24（2012）年 3 月に策定した長寿命化計画に基づき、泉南清掃工場の基幹的設備改良工事を実施したが、供用開始から 38 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。このことから、本組合は、「次期ごみ処理施設整備基本計画」において整備基本方針（次ページ参照）を定め、泉南清掃工場の建替えを計画している。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である本施設の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行うことを目的とする。

本施設の整備基本方針	関連するSDGs 目標
<p><b>①安全・安定・安心な施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応し、安定稼働できる施設とする。</li> <li>・事故やトラブル等を未然に防ぎ長期間にわたる安定稼働が実現できる施設とする。</li> <li>・近年多発する火災等に対する対策が講じられている施設とする。</li> </ul>	
<p><b>②周辺環境に配慮した施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全対策の充実を図り、周辺環境へ与える負荷が低い施設とする。</li> <li>・循環型社会構築のため、ごみ処理に関する学習や情報発信のための施設見学等による環境学習の場として活用でき、3R の意識向上及び実践に寄与する施設とする。</li> </ul>	
<p><b>③経済的・効率的でエネルギーを有効利用する施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量とリサイクルを前提に、施設の計画、設計、建設から運営、維持管理及び改修までを含めたライフサイクルコストの低減に配慮した施設とする。</li> <li>・焼却処理するごみから発生する熱エネルギーを効率的に回収し、施設内で有効利用するほか、余剰電力については売電等を行い地球温暖化対策の推進に寄与できる施設とする。</li> </ul>	
<p><b>④災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等の自然災害に強く、大規模災害時にも稼働の維持や早期復旧できる措置を講じた強靱な施設とする。</li> <li>・大規模災害に備え、敷地内でエネルギー供給や避難場所等の機能を備える施設とする。</li> </ul>	
<p><b>⑤多面的価値を創出する施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ形成に心がけ、多目的に利用できるよう配慮した施設とする。</li> <li>・また、地域や周辺環境を生かした多面的価値を創出することができる施設とする。</li> </ul>	

## 5 公共施設等の概要

### (1) 名称

次期ごみ処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

### (2) 建設予定地

#### ア 所在地

大阪府阪南市尾崎町 532-1、泉南市りんくう南浜 26-1

#### イ 敷地面積

約 2.34ha (敷地範囲)

※工事範囲の面積は約 0.9ha。詳細は別紙 1「敷地範囲及び工事範囲」を参照のこと。

### (3) 施設の概要

施設の種類		概 要	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	焼却設備	処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)
		処理能力	104 t / 日 (52 t / 24 h × 2 炉)
		処理対象物	可燃ごみ (可燃性破砕物、資源化後可燃物を含む)
	破砕設備	処理方式	二軸低速回転式破砕機
		処理能力	計画ごみ量 (817t/年) を 1 日当たり 5 時間で処理
		処理対象物	不燃・粗大ごみ
	受入ヤード	施設機能	ストックヤード (手選別のうえ貯留)
		処理能力	可燃ごみ : 約 4,300t/年、粗大ごみ : 約 1,200t/年 その他ごみ及び処理困難物の一時保管置き場確保
		受入対象物	可燃ごみ (直接搬入のみ)、不燃・粗大ごみ、その他ごみ

## 6 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

事業期間：事業契約締結日 (本契約としての成立日をいう。以下同じ。) から  
令和 32 年 3 月 31 日まで

設計・施工期間：事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

運営期間：令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで

(運営準備期間：事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで)

## 7 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式により実施する。

本組合は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社が、本組合の所有となる本施設の設計・施工業務、運營業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、廃棄物処理施設整備交付金（環境省）（以下「廃棄物処理施設整備交付金」という。）の対象事業として実施する予定である。

## 8 事業範囲

事業者及び本組合が行う主な業務範囲は次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

### (1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う廃棄物処理施設整備交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

#### ア 設計・施工業務

- (a) 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。
- (b) 設計・施工業務には、本施設の建設及び運営を行うにあたり必要となる敷地造成工事及び敷地造成工事に必要となる設計を含む。
- (c) 設計業務については、プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。
- (d) 施工業務については、プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。
- (e) 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- (f) 本事業を行うために必要な許認可等の取得、自らの判断による必要に応じた地質調査等の追加調査、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (g) 建設事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行う。
- (h) 建設事業者は、汚染土壌があることに留意し、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月）」（環境省）を踏まえた対策を行う。汚染土壌を処分する場合は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に従い、調査を行う。

#### イ 運營業務

- (a) 運営事業者は、本組合と締結する運營業務委託契約に基づき、一般廃棄物（処理対象物）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運營業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務及びその他業務を行う。

- (b) 運営事業者は、本施設及び不燃物処理資源化施設（新リサイクル施設を含む。以下、本章において同じ。）に処理対象物、薬剤等及び処理残渣等を搬入又は搬出する車両を計量し、記録の集計、保管、管理、報告等を行う。また、運営事業者は、構成市民の搬入に際しては、本組合の規定に即した料金徴収を代行するものとする。なお、ごみ処理施設使用料は、本組合の収入とする。
- (c) 運営事業者は、本施設を運転することによって発生する熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用するとともに、余剰電力を第三者に売却するものとする。買電に係る契約の契約者は運営事業者、売電に係る契約の契約者は本組合とする。余剰電力に係る収入については、本組合の収入とする。詳細は、入札説明書等に明記する。
- (d) 運営事業者は、本施設の運転に伴い発生した焼却灰及び飛灰等を施設内に適正に貯留した後、本組合が指定する事業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。なお、焼却灰から資源化物（鉄類等）を回収した場合は、運営事業者の責任において適正に処理・処分する。
- (e) 運営事業者は、本施設に搬入された粗大ごみから選別された資源化物（金属類、スプリング、自転車、小型家電）を適正に貯留・保管した後、本組合が指定する事業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (f) 運営事業者は、本施設に搬入された蛍光灯・電球、乾電池、電気製品、金属類、段ボール、古本、古新聞を適正に貯留・保管した後、本組合が指定する事業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (g) 運営事業者は、本施設に搬入された缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装を適正に貯留・保管した後、不燃物処理資源化施設へ運搬し、本組合に引き渡す。
- (h) 運営事業者は、不燃物処理資源化施設から運搬される処理残渣を受け入れ、本施設にて焼却処理するものとする。
- (i) 運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた処理困難物について、場内に適正に保管した後、本組合が指定する事業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (j) 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行う。
- (k) 運営事業者は、本施設の見学者対応等について、本組合と連携して行う。また、組合が実施する施設見学以外の施設利用の対応を積極的に支援する。

## (2) 本組合が行う業務範囲

本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

### ア 敷地の確保

本組合は、本事業を実施するための敷地を確保する。

### イ 生活環境影響調査手続き

本組合は、本施設に係る生活環境影響調査を実施する。

### ウ 処理対象物の搬入

本組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

#### エ 焼却灰及び飛灰の処分

本組合は、焼却灰及び飛灰の最終処分を行う。なお、焼却灰及び飛灰は、本組合が指定する事業者が、本施設において運営事業者から受け取り、最終処分場に運搬する。

#### オ 資源化物の資源化

本組合は、資源化物（金属類、スプリング、自転車、小型家電、蛍光灯・電球、乾電池、電気製品、段ボール、古本、古新聞）の資源化を行う。なお、これら資源化物は、本組合が本施設において運営事業者から受け取り、資源化を行う。

また、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、本組合が不燃物処理資源化施設において運営事業者から受け取り、資源化を行う。

#### カ 処理困難物の対応

本組合は、処理困難物を適正に処分する。なお、処理困難物は、本組合が指定する事業者が、本施設において運営事業者から受け取り、運搬を行う。

#### キ 本事業のモニタリング

本組合は、設計・施工業務及び運営業務の各段階において実施状況の監視を行う。

#### ク 住民への対応

本組合は、事業期間における周辺住民からの意見や苦情について、事業者と連携して適切な対応を行う。

#### ケ 施設見学者への対応

本組合は、本施設の見学者対応等について、運営事業者と連携して行う。

#### コ 対価の支払い

本組合は、泉南清掃事務組合財務規則（平成6年8月1日規則第2号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（以下「建設費」という。）を建設事業者に、運営業務に係る対価（以下「運営業務委託料」という。）を運営事業者を支払う。なお、土壤汚染対策法に基づく土壤調査費、対策工事費及び第二溶出基準に適合する汚染土壤の搬出・処分費は、建設費に含むものとし、第二溶出基準に適合しない汚染土壤の搬出・処分費は別途精算を行う。

#### サ 本事業に必要な行政手続き

本組合は、本事業を実施する上で必要な廃棄物処理施設整備交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種行政手続きを行う。

#### シ その他

これらを実施する上で必要な業務を行う。

### 9 事業者の収入（本組合からの支払）

#### (1) 本事業の建設費

本組合は、本事業の建設費について、建設事業者を支払う。なお、土壤汚染対策法に基づく土壤調査費、対策工事費及び第二溶出基準に適合する汚染土壤の搬出・処分費は建設費に含むものとし、第二溶出基準に適合しない汚染土壤の搬出・処分費は、別途精算を行う。

#### (2) 本事業の運営業務委託料

本組合は、本事業の運営業務委託料について、固定費と変動費（廃棄物搬入量に応じて変

動。)の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。固定費、変動費の詳細は、別紙3に示す。

## 10 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

時 期	内 容
令和6年12月13日(金)	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案））の公表
令和6年12月23日(月) 又は24日(火)	現地見学会
令和7年1月7日(火)	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和7年1月22日(水)	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和7年1月29日(水)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和7年2月5日(水)	参加資格審査結果の通知
令和7年2月12日(水)	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和7年2月26日(水) ～28日(金)	対面的対話の実施（第2回質問回答を兼ねる）
令和7年3月14日(金)	対面的対話結果（議事録）及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和7年4月2日(水)	入札提案書類の受付
令和7年6月上旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和7年6月上旬	落札者の決定及び公表
令和7年6月中旬	基本協定締結
令和7年7月下旬	事業仮契約締結
令和7年8月下旬	事業契約成立 <sup>※</sup>

※泉南清掃事務組合議会にて本事業の建設工事請負契約の締結について議決を得た場合に事業契約は本契約として成立する。

## 11 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

詳細は要求水準書を参照し、適切に対処すること。

## 第4章 入札参加に関する条件等

### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 入札参加者の構成企業を構成する企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (3) 入札参加者は、「第4章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (4) 設計・施工業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する建設事業者は、次の全ての要件及び「第4章 5 共同企業体の結成に関する要件」を満たす共同企業体としなければならない。
  - ア 共同企業体を構成する者のうち、本施設のプラント設備の設計・施工を行う者は入札参加者の構成員、それ以外の者は構成員又は協力企業とする。
  - イ 共同企業体の代表者は、代表企業とする。
  - ウ 共同企業体を構成する者のうち、少なくとも1者を地元企業とする。
- (5) 運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- (8) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

### 2 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運営業務を行う者として、次の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 参加表明書の提出期限日において、経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- オ 平成26年4月1日以降において、本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。なお、当該実績が共同企業体の場合には、出資比率が20%以上の場合のものであること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす1者（代表企業とする。）を含む構成員又は協力企業とすること。

- ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,200点以上であること。
- エ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の竣工実績を元請として有すること。なお、当該実績が共同企業体の場合には、代表構成員としての実績に限る。
  - ・平成26年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模100t/日以上かつ複数炉構成とする。）

(3) 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う者が、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 平成26年4月1日以降において、以下の施設要件の運転管理業務を行った実績を有すること。なお、該当する実績がPFI又はDBO事業の場合には、当該事業に係る特別

目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運營業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。

・地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式かつ複数炉構成とする。）における1年以上の運転管理業務実績を有すること。

イ 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低2年間配置できること。

(a) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

(b) 一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式かつ複数炉構成とする。））における運転管理業務の経験を有すること。

### 3 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 本事業における各構成企業の役割に応じた構成市の最新の入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者。
- (3) 参加資格確認基準日から落札者の決定の日までの間において、構成市いずれかの建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 自己又は自社の役員等又は経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。

ア 暴力団（（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (12) 本組合が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本組合の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

- (13) 本事業に係る専門委員会の委員が属する法人又は委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

#### 4 参加資格の確認

- (1) 参加資格審査基準日は参加資格審査申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 参加資格審査基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格審査基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### 5 共同企業体の結成に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の運営形態（共同施工方式（甲型 JV）・分担施工方式（乙型 JV））は、任意とする。
- (3) 共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 本組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

## 6 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、構成市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。その場合、本施設は無償で使用することができる。
- (3) 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- (4) 運営事業者への出資は落札者の構成員に限り、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- (5) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## 7 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 予定価格 | 32,783,300,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）   |
| 入札書比較価格  | 29,803,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。） |

### (2) 留意事項

ア 予定価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う建設費及び運営業務委託料を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

イ 予定価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本組合は入札参加者を失格とする。

エ 本入札においては、最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定していない。

オ 予定価格の参考内訳額は、次のとおりである。

なお、参考内訳額は、建設費、運営業務委託料について、本組合が想定した参考金額である。

（参考内訳額）

- ・建設費： 19,802,200,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

- 18,002,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
- ・ 運營業務委託料：12,981,100,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 11,801,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

## 第5章 事業者の選定

### 1 落札者の決定方法

#### (1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・施工段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・施工、運営等の提案内容、本組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式として、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

予定価格の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準による。

#### (2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される泉南清掃事務組合次期ごみ処理施設整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案者を選定する。専門委員会は、次の6名の委員会で構成される。

[専門委員会の構成]

委員長	吉田 登	国立大学法人 和歌山大学 教授
職務代理者	下村 泰彦	公立大学法人大阪 大阪公立大学 名誉教授
委員	竹中 規訓	公立大学法人大阪 大阪公立大学 教授
委員	水谷 聡	公立大学法人大阪 大阪公立大学 准教授
委員	蓑田 哲生	一般財団法人環境事業協会 技術顧問
委員	松本 洋介	桜橋法律事務所 所属弁護士

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、専門委員会委員に面談を求めることその他、入札参加者のPR書類等を提出すること等により、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

#### (3) 落札者の決定

本組合は、専門委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

#### (4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本組合ホームページにおいて公表する。なお、入札結果について、電話等による問合せには応じない。

## 2 契約手続等

### (1) 基本協定の締結

本組合と落札者は、契約の締結に関して、基本協定書（案）について速やかに合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

### (2) 運営事業者の設立

落札者は、仮契約締結までに、「第4章 6 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

### (3) 事業契約の締結

本組合は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運營業務委託契約について、それぞれの仮契約を締結する。

なお、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の各仮契約は、建設工事請負契約について本組合議会の議決を経た場合に、これを本契約とみなす。

### (4) 契約を締結しない場合

#### ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が「第4章 3 構成企業のその他の要件」を満たさず、入札参加資格を欠くこととなった場合、本組合は落札者と事業契約の仮契約を締結しない場合又は仮契約を本契約として成立させない場合がある。

#### イ 留意事項

上記アにより、事業契約に関し仮契約を締結しない場合又は本契約として成立させない場合、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本組合は専門委員会での総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初に本組合が競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできないものとする。

### (5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

### (6) 契約保証金

泉南市財務規則（昭和59年3月22日規則第4号）第125条の規定に準じて、事業者は次に示す契約保証金を本組合に納付しなければならない。詳細については、各種契約書（案）を参照すること。

#### ア 設計・施工期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結日までに契約保証金として納付するものとする。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を 20 で除した額の 100 分の 10 以上の額を運営期間の各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

## 第6章 入札の手続等

### 1 入札の手続

#### (1) 入札説明書等の公表

本組合は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

##### ア 公表日

令和6年12月13日（金） 入札公告と同時

##### イ 入札説明書等の公表

入札説明書等を本組合ホームページにおいて公表する。

##### ウ 要求水準書添付資料の配付

要求水準書添付資料はホームページには掲載せず、本事業への参加を検討している事業者に対し次のとおり配付する。

##### (a) 配付期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月7日（火）までの9時から17時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

##### (b) 配付場所

「第6章 1 (15) 事務局」を参照

##### (c) その他

配付を希望する者は、「第6章 1 (15) 事務局」に電話にて受け取りの事前予約を行い、受け取りの際には、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（名刺は不可。）を持参すること。

#### (2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を次のとおり開催する。

##### ア 開催期間

令和6年12月23日（月）又は12月24日（火）

##### イ 場所

##### ウ 泉南清掃工場等

##### エ 参加申込

##### (a) 申込方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会への参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。申込みの際には、電子メールの件名を「現地見学会申込」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。なお、現地見学会への参加者の上限は、15名程度とする。

本組合は、電子メールにより、現地見学会の日時を各申込者に連絡する。申込みの状況によっては、本組合が日程の調整を行うことがある。なお、現地見学会当日は、本事業に関する質問は受け付けない。

(b) 提出期限

令和6年12月18日（水）

(c) 提出先

「第6章 1（15）事務局」を参照

(3) 入札説明書等に関する質問受付（第1回）

入札説明書等に関する質問（第1回）を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年12月13日（金）～令和7年1月7日（火）午後3時まで

イ 提出方法

(a) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項及び質問内容を簡潔に記入のうえ、電子メールにより提出すること。質問提出の際には、電子メールの件名を「入札説明書等に関する質問（第1回）」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、様式第1号のデータ形式は、Microsoft Excel（Windows版）とすること。

(b) 提出先

「第6章 1（15）事務局」を参照

(4) 入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）

入札説明書等に関する質問に対する回答を次のとおり公表する。

ア 公表日

令和7年1月22日（水）

イ 内容

入札説明書等に関する質問に対する回答は、組合ホームページにおいて公表する予定である。電話、口頭等での回答は行わない。また、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本組合が判断した質問については回答しない。

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加を希望する者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。参加資格審査申請書類は、正本1部、副本1部を次のとおり提出すること。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第7章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

(a) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）とする。持参する日時については、必ず事前に事務局に電話又はメールにより連絡すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出期限までに受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

(b) 提出期限

令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 3 時までとする。

(c) 提出先

「第 6 章 1（15）事務局」を参照

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加を希望する者の代表企業に対して、令和 7 年 2 月 5 日（水）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名、企業数等については公表しない。

(7) 参加資格審査結果に関する説明要求の受付

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加を希望する者は、本組合に対して、当該通知を受けた日から起算して原則として 3 日（休日を除く。）以内に、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）で問い合わせることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加を希望する者の代表企業に対して、速やかに書面により回答するものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出先

「第 6 章 1（15）事務局」を参照

(8) 入札説明書等に関する質問受付（第 2 回）

入札説明書等に関する質問（第 2 回）を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和 7 年 2 月 6 日（木）～2 月 12 日（水）午後 3 時まで

※第 2 回質問は、「第 6 章 1（6）参加資格審査結果の通知」の参加資格審査を受けた入札参加者の代表企業のみ提出することができるものとする。

イ 提出方法

(a) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書」（様式第 1 号）に必要事項及び質問内容を簡潔に記入のうえ、電子メールにより提出すること。質問提出の際には、電子メールの件名を「入札

説明書等に関する質問（第2回）」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、様式第1号のデータ形式は、Microsoft Excel（Windows版）とすること。

なお、第2回の質問は、「第6章 1（6）参加資格審査結果の通知」の参加資格審査を受けた入札参加者の代表企業のみ提出することができるものとする。

(b) 提出先

「第6章 1（15）事務局」を参照

(9) 入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）

入札説明書等に関する質問に対する回答を次のとおり公表する。

ア 公表日

対面的対話結果（議事録）の公表日と同日（第6章 1（10）参照）

イ 内容

入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）は、組合ホームページにおいて公表する予定である。電話、口頭等での回答は行わない。また、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本組合が判断した質問については回答しない。

(10) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、本組合と個別の入札参加者との間での対面的対話（以下「対話」という。）を行う。

ア 実施日

令和7年2月26日（水）～2月28日（金）（予定）

イ 場所

泉南清掃工場（予定）

ウ 参加申込

(a) 申込方法

入札参加者は、次の様式等を作成のうえ、電子メールにより提出すること。申込みの際には、電子メールの件名を「対面的対話申込」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。なお、申込みの状況によっては、本組合が日程の調整を行うことがある。

- ・「対面的対話への参加申込書」（様式第11号）
- ・「対面的対話における確認事項」（様式第12号）
- ・補足資料（様式第12号を補足する資料等）

(b) 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時までとする。

(c) 提出先

「第6章 1（15）事務局」を参照

エ 実施方法

- (a) 対話は、本組合主催により実施し、対話時間は、1者につき90分程度を想定する。実施日時、実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。なお、専門委員会委員が、オブザーバーとして同席する予定である。
- (b) 申込時に提出された「対面的対話における確認事項」（様式第12号）及び補足資料に基づき、本組合と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。
- (c) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話結果（議事録）は原則として公表する。対話時間内に回答できなかった確認事項については、第2回質問回答に掲載する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに入札参加者に対して個別に回答する場合がある。
- (d) 対面的対話結果（議事録）は、令和7年3月中旬を目処として、入札参加者の確認を得た上で、本組合ホームページに掲載する。

#### (11) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（様式第10号）を提出すること。

#### (12) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第7章 提出書類」に示す入札提案書類を提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

##### ア 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）とする。持参する日時については、必ず事前に事務局に電話又はメールにより連絡すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出期限までに受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

##### イ 提出期限

令和7年4月2日（水）午後3時まで

##### ウ 提出先

「第6章 1（15）事務局」を参照

#### (13) 提案書に関するヒアリング

専門委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

##### ア 実施日

令和7年6月上旬（予定）

##### イ 場所

泉南清掃工場（予定）

ウ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者ごとに行い、時間は1者につき90分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定する。

エ 当日配付資料

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ配付を可とする。

オ その他

ヒアリング日時・場所・プレゼンテーション方法等の詳細は、本組合が調整のうえ、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて別途通知する。

(14) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第18号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に本組合より別途通知する。

ア 開札日

令和7年6月上旬（予定）

イ 場所

泉南清掃工場（予定）

ウ 実施方法

- (a) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本組合職員を立ち合わせて行う。
- (b) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (c) 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第18号）をもって、身分証明書に替えることとする。
- (d) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- (e) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
  - ① 公正な執行を妨げようとした者
  - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (f) 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を打ち切る。

(15) 事務局

担 当 課	:	泉南清掃事務組合 事業課
住 所	:	〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町 532 番地 (泉南清掃工場 3 階)
T E L	:	072 - 484 - 0581
F A X	:	072 - 484 - 1011
電 子 メ ー ル	:	j-kanri@sennanseisou.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	:	<a href="https://www.sennanseisou.jp/">https://www.sennanseisou.jp/</a>

## 2 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札保証金

泉南市財務規則第 111 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の規定に準じて、入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

### (2) 入札の延期等

本組合は、妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは、入札の執行を延期し、又は入札を取りやめることがある。

### (3) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札書及び入札提案書類の引換え又は撤回をすることはできない。ただし、提案書の基礎審査において、本組合が軽微な不備・不足と考えるものにあつては、個別に入札参加者に確認し、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題がなく、部分的な訂正や対応の確認のみで問題ないと判断したものについてはその限りでない。

### (4) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

### (5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 参加資格のない者のした入札
- イ 入札者記名押印がない入札
- ウ 入札者が連合した入札
- エ 金額の訂正、その他記載事項が確認できない入札
- オ 同一事項に対して 2 以上の入札をしたときの入札
- カ 入札者又は代理人が他の入札代理人を兼ねてした入札
- キ 上記に定めるもののほか、入札条件に違反した入札

(6) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(7) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札提案書類の取扱い

ア 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示、その他組合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用することができるものとする。なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(9) 本組合の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本組合が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 第7章 提出書類

### 1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加を希望する者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第7号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

### 3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各19部 (正本1部、副本18部)
	施設計画図書	
	添付資料	
施設計画に係る提案概要		3部
提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ (CD-R)		3部

- (1) 入札提案書類提出届等
  - ア 入札提案書類提出届 (様式第13号)
  - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第14号)
- (2) 入札書
  - ア 入札書 (様式第15号(別紙1～別紙3を含む))
- (3) 提案書
  - ア 技術提案書 (様式第16号)
  - イ 施設計画図書
    - (a) 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

- (b) 要求水準に対する設計仕様書
- (c) 設計計画基本数値
  - (i) 性能曲線図
  - (ii) 物質収支
  - (iii) 熱収支（熱精算図）
  - (iv) 用役収支
  - (v) 燃焼計算書
  - (vi) 火格子燃焼率
  - (vii) 燃焼室熱負荷
  - (viii) ボイラ関係計算書（通過ガス温度）
  - (ix) 煙突拡散計算書
  - (x) 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）
  - (xi) 電気設備等負荷容量計算書（設備負荷、蓄電池関係ほか）
- (d) 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】
  - ① 施設全体配置図【A3 判横】
  - ② 全体動線計画図【A3 判横】
  - ③ 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 判横】
  - ④ 主要備組立図、断面図【A3 判横】
  - ⑤ フローシート【A3 判横】
    - ・対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
    - ・上水道、再利用水、冷却水
    - ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
    - ・ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
    - ・余熱利用
    - ・燃料
    - ・油圧及び圧縮空気
    - ・脱臭及び消臭
    - ・計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
    - ・建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
    - ・情報処理システム
  - ⑥ 電気設備主回路単線系統図【A3 判横】
  - ⑦ 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 判横】
  - ⑧ 建築仕上表
  - ⑨ その他、提案する構造物等に関する図面【A3 判横】
  - ⑩ 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
  - ⑪ パース（鳥瞰図、アイレベル、各 2 枚）【A3 判横】
- (e) 工事関係
  - ① 全体工事工程【A3 判横】

ウ 添付資料

(様式第 17 号)

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む）、提案等の内容が確認できる資料（運營業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(4) 施設計画に係る提案概要

(任意様式)

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

- ・ パース図、土地利用計画図
- ・ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 施設計画の特徴

4 開札時の提出書類

開札時は、次の書類を 1 部提出すること。

(1) 委任状（開札の立会い）

(様式第 18 号)

## 第 8 章 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類の作成にあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請時の提出書類の作成にあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 提出書類を様式番号順でまとめ、A4 判・縦・左綴じとして正本 1 部、副本 1 部（正本の写し）を提出すること。

### 3 入札書

入札書の作成にあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第 15 号）及び入札価格参考資料（様式第 15 号別紙 1～別紙 3）は、次の方法により封入すること（別紙 4 参照）。
  - ア 入札書（様式第 15 号）及び入札価格参考資料（様式第 15 号別紙 1～別紙 3）は封筒に入れ、密封して提出すること。
  - イ 封筒の表面に、「入札書」を朱書きし、事業名を記載すること。
  - ウ 封筒の裏面に、グループ名、代表企業の商号又は名称等を記載すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる建設費及び運營業務委託料を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙 3 本事業において本組合が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業収支計画）との整合性を確保すること。

### 4 提案書

提案書の作成にあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 判（A3 判書類については A4 判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、19 部（正本 1 部、副本 18 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名（以下、「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第 7 章 3 (3) イ 施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 判（A3 判書類については A4 判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、19 部（正本 1 部、

副本 18 部) 提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号 (1/●～●/●) をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。

- (3) 添付資料は、様式集の順番 (各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。) で 1 冊にまとめ、A4 判 (A3 判書類については A4 判に折込み) ・縦・横書き・左綴じとして、各 19 部 (正本 1 部、副本 18 部) 提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号 (1/●～●/●) をふり、添付資料の表紙 (様式 16 号) には、受付グループ名を右下欄に記入する。なお、技術提案書と添付資料を合冊とすることも可とする。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークや商標登録名称等の使用を含め、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする)。
- (6) 関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 本組合に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。また、PDF に加えて、様式集 (Excel 版) については Microsoft Excel (Windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。) も提出すること。なお、本組合に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと (以下の資料についても同様とする)。

## 5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要の作成にあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとする。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A3 判・横・横書き・1 枚 (片面印刷) とし、綴じずに 3 部提出すること。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために施設計画に係る提案概要を使用する場合があるため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
  - ・パース図、土地利用計画図
  - ・建築面積、延床面積、その他の施設諸元
  - ・提案のコンセプト

・施設計画の特徴

(4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

## 6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

### (1) リスク管理の方針

#### ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、本組合は応分の責任を分担する。

#### イ リスク分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、「別紙5 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

### (2) 保険

ア 本組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、(一財)全国自治協会の「建物災害共済」に加入する予定である。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、本組合が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

### (3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

### (4) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、売電に係る契約の契約者は本組合とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、入札提案書類提出日の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。なお、制度変更に伴う電力料金等の取扱いについては、「別紙6 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方」のとおりとする。

(5) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 雇用等への配慮

ア 雇用については、地元人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。なお、地元とは、構成市内をいう。

イ 下請人等を選定する際は、構成市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和4年12月28日国不健第463号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、構成市内に営業所を有する業者を優先し活用するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(7) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

ア 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

(a) 事業者の提供するサービスに債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。

(b) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。

(c) (a) 及び (b) により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本組合の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

(a) 本組合の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(b) (a) により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。当該協議の結果、事業契約を解除することとなった場合の詳細は、事業契約に定める。

(8) 本組合による本事業の実施状況の監視

本組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。（「別紙 7 モニタリング及び運營業務委託料の減額等」参照）

## 第9章 その他

### 1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表するので、適宜、本組合ホームページを確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

### 2 情報公開及び情報提供

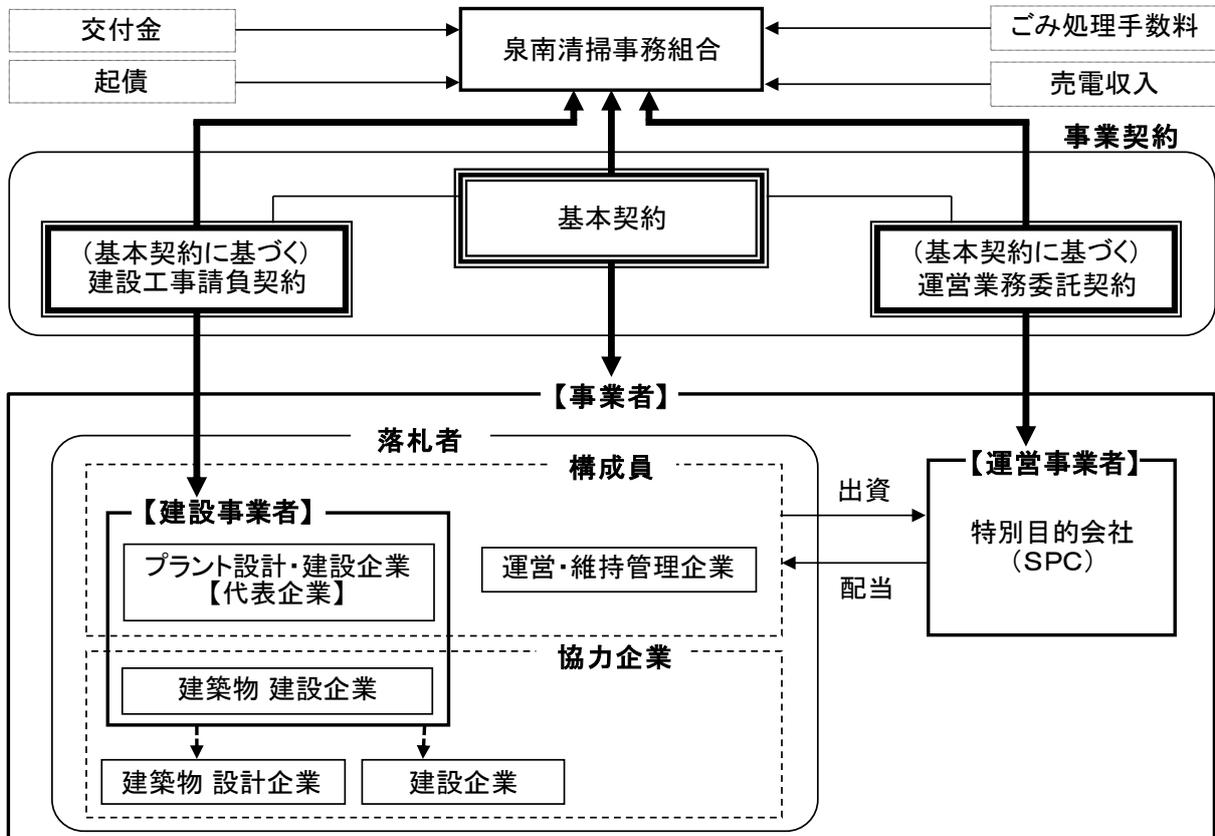
泉南清掃事務組合情報公開条例（平成12年12月27日条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページを通じて行う。

別紙1 敷地範囲及び工事範囲



年度	令和4年度		
業務名称	次期ごみ処理施設整備に係る測量業務委託		
所在地	泉南清掃事務組合（阪南市尾崎町532番地）		
図面名	現況平面図	縮尺	1：500
作成年月	令和4年10月	番号	1 / 1
泉南清掃事務組合			

別紙2 本事業の事業スキーム（例）



### 別紙3 本事業において本組合が事業者に支払う対価について

#### 1 対価の構成

本事業において本組合が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・施工業務に係る対価（建設費）	①設計・施工業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運營業務に係る対価（運營業務委託料）	①本施設の運營業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

#### 2 対価の算定方法

##### (1) 建設費

区分	支払の対象となる費用	算定方法
建設費	①設計・施工業務費用 ②土壌調査費 ③土壌汚染対策工事費 ④第二溶出量基準に適合しない汚染土壌に係る搬出・処分費 <sup>※1</sup> ⑤その他費用	■設計・施工業務に係る費用 ■汚染土壌の対応に係る費用 <sup>※1</sup> ■本組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する

※1 第二溶出基準に適合しない汚染土壌の搬出・処分費が発生した場合は、別途精算を行う。

##### (2) 運營業務委託料

区分	支払の対象となる費用	算定方法
運營業務委託料A	固定費 i 人件費、その他運営に関わる諸費用 ・人件費（常勤、非常勤） ・事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等	■各支払期の固定費 ・各年度4月から2月分まで ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の各合計金額）]÷各年度の支払回数（12回/年） ※1,000円未満の端数は切り捨て、各年度の最終月で調整する。
	固定費 ii 運転管理費用 ・油脂類費 ・測定・分析費（搬入ごみ、排ガス等） ・消耗品・予備費 ・警備費、清掃費等 ・電気基本料金 ・上水道（建築用浄水量水器） <sup>※1</sup> ・下水道 <sup>※1</sup>	・各年度3月分 ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii、iii（左欄対象費用の各合計金額）]－当該年度の4月から2月分までの固定費
	固定費 iii 補修費用 ・点検、検査、補修、更新費、部品費等	■補修費用は、各支払期の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。
運營業務委託料B	変動費 i ・電気（基本料金を除く） ・上水道（プラント用上水量水器）	■各支払期の変動費 ＝[変動費 iに係る提案単価（円/t）＋変

変動費 ii	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費（灯油等）</li> <li>・薬品費（排ガス処理、灰処理）</li> <li>・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）</li> </ul>	動費 ii に係る提案単価（円/t）]×各支払期の焼却設備における処理量（実績値） <sup>※2</sup> ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値） <sup>※3</sup> ×提案単価（円/t）
-----------	---	--

- ※1 既存の受水設備を活用する場合、固定費 ii の上水道（建築用上水量水器）及び下水道（プラント用上水量水器）の使用量は、「2（2）ア 上水道及び下水道費用について」に示すとおり算出する。既存の受水設備を活用せず、本施設の受水設備を新たに整備する場合、上下水道に係る契約の契約者は事業者とする。
- ※2 「各支払期の焼却設備における処理量（実績値）」は、計量機にて計量した搬入量とし、単位は（t）、小数点以下第2位までを有効桁数とする。
- ※3 各年度処理量（計画値）は、要求水準書を参照すること。

#### ア 上水道及び下水道費用について

現在、泉南清掃工場等では、公共水道事業者から受給する上水道及び公共下水道事業者への放流について、泉南清掃工場等の敷地範囲内にて2施設（泉南清掃工場、不燃物処理資源化施設）の受水設備へ分配していることから、公共水道事業者への支払いは本組合の所掌としている。

既存の受水設備を活用する場合は、固定費 ii の上水道（建築用上水量水器）及び下水道（プラント用上水量水器）の使用量を、次のとおり算出する。

##### (a) 上水道使用料

事業者による本事業に要する上水道の費用は、本組合と事業者の協議により毎月検針日を定め、双方立会いのもと検針を行い、各量水器の合計値を上水使用量とし、以下のとおり費用を算出する。

支払いの対象となる費用	算定方法 <sup>※1</sup>
本事業に要する上水道の費用	■上水使用量を超過水量とする、水道事業者の定める超過区分ごとに算出される超過料金の総和に消費相当額を加えた金額。

- ※1 1円未満を切り捨てるものとする。
- ※2 基本料金及びメーター使用料（消費税相当額含む）は本組合の負担とする。
- ※3 公共水道事業者による、料金もしくは算定方法が改定された場合は改定に準ずる。
- ※4 本組合が公共水道事業者を変更した場合、もしくは受給方法を変更した場合は、本組合と事業者双方の協議による。

##### (b) 下水道使用料

事業者による本事業に要する上水道の費用は、本組合と事業者の協議により毎月検針日を定め、双方立会いのもと検針を行い、以下のとおり費用を算出する。

支払いの対象となる費用	算定方法 <sup>※1</sup>
本事業に要する下水道の費用	■下水道放流量を超過水量とする、公共下水道事業者の定める超過区分ごとに算出される超過料金の総和に消費相当額を加えた金額。 ※下水道放流量＝[建築用上水量水器－軟水装置量水器]＋下水道放流量水器

- ※1 1円未満を切り捨てるものとする。

- ※2 基本料金及びメーター使用料（消費税相当額含む）は本組合の負担とする。
- ※3 公共下水道事業者による、料金もしくは算定方法が改定された場合は改定に準ずる。
- ※4 本組合が公共下水道事業者を変更した場合、もしくは受給方法を変更した場合は、本組合と事業者双方の協議による。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 建設費

建設工事請負契約による。

##### ア 各会計年度における建設費の支払限度額の割合

設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本組合にて作成し、契約書作成時に通知する。

#### (2) 運營業務委託料

##### ア 支払回数

(a) 運營業務委託料A（固定費 i ・固定費 ii ・固定費 iii）：240 回（毎月 1 回払い）

(b) 運營業務委託料B（変動費）：240 回（毎月 1 回払い）

※ 運營業務委託料は、運営期間の開始日が属する月の翌月よりその支払いを開始する。

##### イ 本組合は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から 14 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。なお、運營業務委託料の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。

事業者は、当該通知に従い速やかに直前の 1 ヶ月に相当する運營業務委託料に係る請求書を本組合に提出する。本組合は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

業務確認結果の通知に対して事業者より異議の申出がなされた場合には、運營業務委託料の金額について本組合と事業者で協議を行い、精算等を行う。事業者が、本組合からの通知を受領した後 10 日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。

本組合は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運營業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本組合から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本組合に提出し、本組合は請求を受けた日から 30 日以内に、当該請求書に記載の運營業務委託料を事業者の銀行口座に入金する。

##### ウ 既存の受水設備を活用する場合、固定費 ii の上水道及び下水道の使用料については、各年度の最終月に本組合と事業者の協議によって精算を行う。

##### エ 各月の固定費の支払い対象期間が 1 ヶ月に満たない場合は、以下の算定式による金額を支払う。

$$\text{固定費} = (\text{各年度の固定費} / \text{当該年度日数}) \times \text{当該月支払対象日数}$$

オ 事業者は、本組合が運營業務委託料を支払ったことによって、当該支払より前に事業者が行った業務の実施に起因する不備等の責任を免れたとみなしてはならない。

#### 4 物価変動等による改定

##### (1) 物価変動等の指標

###### ア 建設費

建設工事請負契約書による。

なお、スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、入札提案書類提出日とする。本組合及び事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

###### イ 運營業務委託料

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本組合が認める場合、本組合及び事業者は、協議を行い、見直しすることができる。

区分		改定の対象となる費用	指標
運營業務委託料 A	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／大阪府平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・電気基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 iii	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
運營業務委託料 B 変動費	変動費 i	・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	変動費 ii	・燃料費（灯油等）	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する灯油種類」（日本銀行調査統計局）
		・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

## (2) 改定の条件

運營業務委託料の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託料を確定する。改定された運營業務委託料は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託料の改定期間は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和11年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和11年9月末までに見直しを行い、令和12年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は令和7年3月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和12年4月度の業務に対する支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

## (3) 改定の計算方法

### ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

### イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本組合が改定内容にあわせて負担する。

## (4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1) から (3) による改定方法が適当でないと本組合が認めた費目については、本組合と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領

封筒：表

泉南清掃事務組合

事業名	次期ごみ処理施設整備運営事業
-----	----------------

入札書在中

封筒：裏

〇〇〇〇グループ  
代表企業  
住所□□□□□□□□  
▲▲▲株式会社

その他

- ・縦書きも可とする。
- ・表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・封筒は「長形3号」（120mm×235mm）とする。
- ・封筒の中には、入札書（様式第15号）及び入札価格参考資料（様式第15号別紙1、別紙2、別紙3）を入れて封かんし、使用印鑑届（様式第6号）と同じ印鑑（使用印）で封筒の継ぎ目3箇所に押印すること。

別紙5 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本組合	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、本組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本組合の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		本組合・事業者いずれの事由にもよらず契約が結べない、契約締結の遅延等 <sup>注1</sup>	△	△
	計画変更リスク	本組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>		○	△	
事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本組合の指示、本組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 <sup>注3</sup>	○	△	
設計段階	設計変更リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	本組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本組合	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質に起因する費用上昇、事故等 <sup>注4</sup>	○	△
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動による費用上昇等 <sup>注5</sup>	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	本組合の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大		○
売電収入変動リスク	電力会社の単価変更による売電収入の変動	○		
	事業者の事由による売電収入の変動		○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度（設計・施工期間の物価変動については、建設工事請負契約書（案）、運営期間の物価変動については、運營業務委託契約書（案）を参照。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本組合が負担する。

注3) 不可抗力における費用負担については、一定程度（設計・施工期間の不可抗力については、建設工事請負契約書（案）、運営期間の不可抗力については、運營業務委託契約書（案）を参照。）までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。

注4) 処理対象物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は本組合の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。

注5) 処理対象物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。

※本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）を参照すること。

## 別紙 6 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、本組合及び運営事業者の協議により決定する。

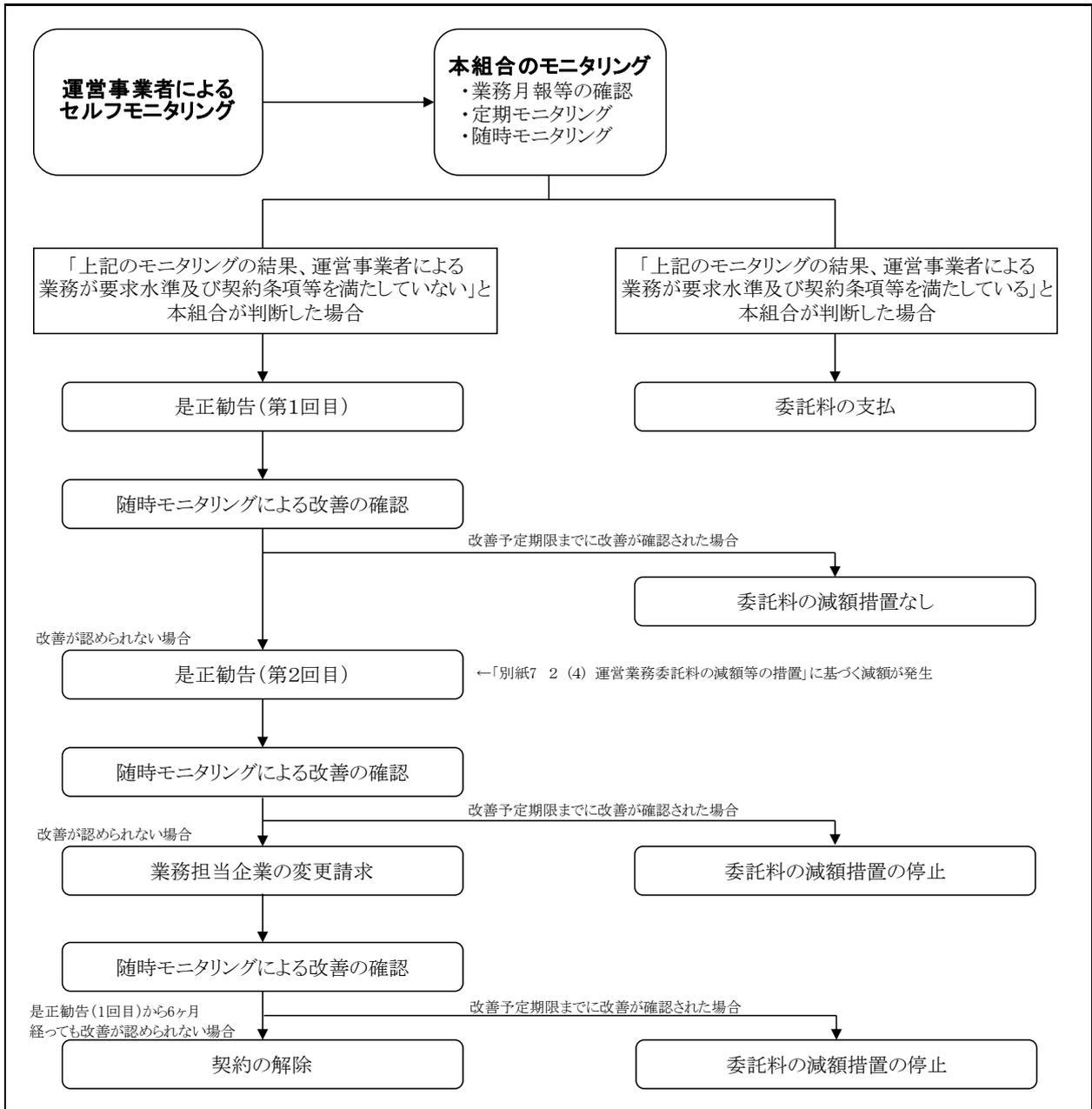
なお、提案時の不備等など事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。  
また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方	
1	制度の変更	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本組合の収入/負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本組合の収入/負担とする。
2	契約先の変更 (例：小売電気事業者への変更)	買電に係る契約	変更によって生じる費用の減少は本組合の収入とする。 本組合の指示により契約先を変更する場合を除き、変更によって生じる費用の増加は運営事業者の負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本組合の収入/負担とする。
3	物価変動に伴う変更	買電に係る契約	別紙 3 に基づいて対応する。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本組合の収入/負担とする。
4	上記 1 から 3 以外の変更	買電に係る契約	本組合及び運営事業者の協議により決定する。
		売電に係る契約	本組合及び運営事業者の協議により決定する。

## 別紙7 モニタリング、運營業務委託料の減額等

### 1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



※事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。

措置の内容		手続きの概要
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じた当該業務の是正を、期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に、再度勧告を行う。
業務担当者の変更等	下請人の変更請求	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を下請人に委託しているときには、当該業務の業務担当者の変更を事業者に請求することができる。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を組合が認める第三者に委託することを事業者に請求することができる。
契約解除等	契約の解除	上記の手続きを経ても、業務の改善が認められない場合で、組合が事業者との契約継続を希望しないときには、運営業務委託契約を解除することができる。

## 2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営業務委託料の減額を目的とするものではなく、本組合と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

### (2) 本組合によるモニタリングの方法

本事業における運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

#### ア 業務月報等の確認

本組合は、運営事業者が運営業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本組合へ提出される業務月報等で確認する。

#### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本組合は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

### (3) 業務の改善についての措置

#### ア 是正勧告（第1回目）

本組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、本組合は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本組合が判断した場合、本組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第 2 回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、運営事業者に第 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第 2 回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本組合は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長 6 ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運營業務委託料の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運營業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運營業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

### 3 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額、提案売電電力量について、事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記（4）に示す運營業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

#### (1) 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

##### ア 設計・施工期間

設計・施工期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・施工期間の終期から30日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

#### 【設計・施工期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

本組合への支払金額 = (提案金額<sup>※1</sup> - 地域経済への貢献金額 (実績値)) × 100%

※1 提案金額：様式第16号-6（別紙1）に基づき事業者より提案された設計・施工期間の地域経済への貢献金額。

##### イ 運営期間

運営期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、運営期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を運営期間の終期から30日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、

運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

**【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】**

本組合への支払金額＝（提案金額<sup>※1</sup>－地元経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式第16号-6（別紙1）に基づき事業者より提案された運営期間の地元経済への貢献金額。

(2) 提案売電電力量の未達成の場合の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を10%以上下回った場合には、提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の3月度に係る運營業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

**【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】**

減額金額

＝（提案売電電力量<sup>※1</sup>－実売電電力量）×当該確認期間における売電単価<sup>※2</sup>×100%

※1 提案売電電力量：様式第16号3-3（別紙1）に基づき事業者より提案された売電電力量。

実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第16号-3-3（別紙1）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2 売電単価：当該確認期間に本組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価。

#### 4 運營業務委託料の返還

運營業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ当該業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき業務委託料を本組合が事業者に支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。